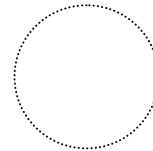


(契約第 号)

貼付欄
収入印紙

課長	係長	取扱者



印刷製本請負契約書

1 件 名

2 契 約 金 額

	千	百	十	万	千	百	十	円
--	---	---	---	---	---	---	---	---

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

3 納 入 期 限 令和 年 月 日

4 納 入 場 所 別紙仕様書のとおり

5 契 約 保 証 金 免 除

令和 年 月 日

発注者(甲) 練馬区

住 所

請負人(乙)

氏 名

印

練馬区（契約に関する事務を処理する権限を委任された者を含む）を甲とし、請負人を乙とし、甲乙間において、裏面の条項により、印刷製本請負契約を締結する。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

(総則)

第1条 乙は、別紙の仕様書、見本等（以下「仕様書等」という。）に基づき、この契約により表記の印刷製本を行い、納入期限内に印刷製本物を甲に納入しなければならない。

2 乙は、仕様書等に明示されていない事項で、印刷を行う上において、必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で行うものとする。

(原稿の引渡し等)

第2条 甲は、原稿または見本（以下「原稿等」という。）を契約確定後、直ちに乙に引き渡すものとする。

2 乙は、甲から受領した原稿等について滅失、毀損等の事項が生じないように管理しなければならない。

3 乙は、甲から受領した原稿等を印刷製本物の納入と同時に甲に返還しなければならない。

(校正等)

第3条 校正については、仕様書等の定めるところによる。

2 仕様書等の定めるところにより、乙が見本を甲に提出し、承認を求めるときには、乙は当該見本について、甲の承認を得た後でなければ、印刷製本に着手してはならない。

(使用材料の品質等)

第4条 乙は、印刷製本のために使用する材料のうち、乙において調達するものの品質、銘柄等が仕様書等に明示されていないときは、それぞれ中等以上のものを使用しなければならない。

(権利の譲渡)

第5条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供することができない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(下請負等の禁止)

第6条 乙は、この契約に基づく印刷製本の全部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

(監督)

第7条 甲は、必要と認めるときは、甲の職員をして立ち合わせ、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。

(納品書の提出等)

第8条 乙は、印刷製本物を納入するときは、納品書正副2通を同時に甲に提出しなければならない。

2 乙は、印刷製本物を納入するときは一括して納入しなければならない。ただし、仕様書等の定めるところにより、あらかじめ指定された期限に従い、分割して納入する場合は、この限りではない。

3 乙は、甲に納入した印刷製本物を、甲の承諾を受けなければ持ち出すことができない。

(検査)

第9条 甲は、印刷製本物の納入があったときは、納入の日から起算して10日以内に、乙の指定する者の立会いのもとに、甲の職員をして検査を行わせるものとする。

2 乙は、前項の検査に立ち会わないときは、当該検査の結果に異議を申し立てることができない。

3 第1項の検査に直接必要な費用および検査前に変質変形または消耗毀損した印刷製本物に係る損失は、すべて乙の負担とする。

(手直しまたは引換え)

第10条 乙は、納入した印刷製本物の全部または一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに不合格となった印刷製本物を引き取った上、手直しまたは引換えにより、仕様書等に適合した印刷製本物を納入し、前条の検査を受けなければならない。

2 前項の印刷製本物の手直しまたは引換えは、甲の指定する期限内に一回に限り行うことができる。

(減価採用)

第11条 甲は、検査に合格しなかった印刷製本物について、種類、品質または数量に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において、その契約不適合の程度が軽微であり、かつ使用上支障がないと認めるときは、甲乙協議の上、契約金額を相当減額して採用することができる。

(所有権の移転および危険負担)

第12条 印刷製本物の所有権は、検査に合格したときに、甲に移転するものとする。

2 印刷製本物の所有権の移転前に生じた損害は、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意または重大な過失によって生ぜしめたとき、または天災事変その他避けることのできない非常災害による場合は、この限りでない。

(契約不適合責任)

第13条 乙は、印刷製本物が契約不適合であるときまたは変質したときは、所有権移転の日から起算して1年間、その手直しまたは引換えを行うものとする。

2 甲は、前項の契約不適合または変質により損害を受けたときは、乙に対してその損害賠償を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の保管状態に不備があったことによる変質の場合には適用しない。

(納入期限の延長等)

第14条 乙は、納入期限内に印刷製本物を納入することができない理由が生じたときは、速やかにその理由、遅延日数等を詳記して、甲に納入期限の延長を願い出なければならない。

2 前項の願い出が乙の責めに帰することができないものであるときは、甲は納入期限の延長を認めることができる。

3 乙は、その責めに期すべき理由により納入期限内に印刷製本物を納入することができないときは、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じた契約金額に法定利率（年当たりの割合は閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。）を乗じて計算して得た額（その額が100円未満である場合を除く。）を違約金として甲に納付しなければならない。ただし、甲が印刷製本物を分割して納付しても支障がないと認めるときは、違約金の額は分割した各部分について計算して得た額とする。

4 前項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数はこれを算入しない。

(契約内容の変更等)

第15条 甲は必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、または印刷等を中止することができる。

(事情変更による契約内容の変更)

第16条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲乙協議の上、契約金額、納

入期限その他の契約内容を変更することができる。

(契約保証金の増減)

第17条 契約保証金は契約金額の変更により甲が必要と認めるときは、これを増減しまたは契約履行の程度により甲が必要と認めるときは、その半額以内を返還することができる。

(代金の支払)

第18条 乙は、印刷製本物を納入（あらかじめ指定された期限に従い、分割して納入した場合を含む。）し、甲の検査に合格した後または第11条に規定する減価採用が決定した後でなければ代金を請求することができない。

2 甲は、乙の請求の日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、前項の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるときまたは100円未満であるときは、その端数額またはその全額を切り捨てる。）の支払を甲に請求することができる。

(秘密保持)

第19条 乙は、本業務に従事し、またはこれに付随して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了または解除された後においても同様とする。

2 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、直ちにこの契約を解除し、かつ乙に対してその違反により受けた損害の賠償を請求することができるものとする。

3 甲は、契約が終了し、または解除された後であっても、乙が第1項の規定に違反し、その違反により損害を受けたときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができるものとする。

4 甲が保有する個人情報の保護について、必要がある場合には別紙に定める。

(賠償の予定と違約金の算定)

第20条 乙は、この契約に関して、前条の第2項および第3項のいずれかに該当するときおよび乙の責めに帰する未履行分のあるときは甲が契約を解除するか否かを問わず、損害の実費相当分に加えて、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額（100円未満の端数があるときは端数を切り捨てる。）を支払わなければならないものとする。単価契約の場合は、契約終了までの予定数量を乗じた額に消費税相当額を含めた額を契約金額とみなす。ただし、違約金の算定根拠となる契約金額は既履行分の金額を除いた額とする。

(甲の解除権)

第21条 甲は、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙が指定期日までに履行することとされている業務を履行しないとき、または履行する見込みが明らかでないときと甲が認めるとき。

(2) 乙またはその代理人もしくは使用人が契約の締結または履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(3) 乙またはその代理人もしくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督または検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

- (5) 前各号のほか、乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。
 - (6) 第24条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。
 - (7) 乙の責めにより履行が不完全である事項および履行について改善すべき事項について、甲が指示書などにより追完の催告を行ったが、乙が催告に応じないとき。
- 2 契約を解除した場合において、甲は、乙の履行部分に対し、相当と認める金額を支払い、引渡しを受けることができる。

(契約が解除された場合の違約金)

第21条の2 乙は、つぎの各号のいずれかに該当する場合においては、契約金額総額（契約金額が単価であり、予定数量が甲から乙に示されている場合は、各単価に予定数量を乗じたものに消費税等を勘案した金額を契約金額とみなす。）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、検査に合格した履行部分があるときは、契約金額総額から当該履行部分に対する契約金額相当額を控除した額の10分の1に相当する額を違約金とする。

- (1) 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、または、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 つぎの各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金または担保をもって第1項の違約金に充当することができる。
- 4 前条第1項の規定により契約が解除された場合において、当該解除が納入期限後に行われたときは、第1項の規定の適用のほか、乙は納入期限の翌日から解除の日（前条第1項第6号に規定する場合は、契約解除の申出があった日）までの日数に応じ、契約金額に法定利率（年当たりの割合は閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。）を乗じて計算して得た額（100円未満の場合を除く。）を甲に納付しなければならない。

(損害賠償)

第22条 乙の責めに帰すべき事由において、甲が損害を受けたときは、甲は乙に対して損害賠償を請求することができる。

(協議解除)

第23条 甲および乙は、協議の上、この契約を解除することができる。

(乙の解除権)

第24条 乙は、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、甲と協議の上、この契約を解除することができる。

- (1) 第15条の規定により、甲が印刷等を停止させた場合においてその停止期間が3か月以上に及ぶときまたは契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

- (2) 第15条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が2分の1以下に減少することとなるとき。

(暴力団等の排除)

第25条 この条において、つぎの各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
 - (2) 暴力団員等 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員および暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
 - (3) 個人または法人の役員もしくは使用人 個人事業主、法人の代表者および法人の役員（役員として登記または届出されてないが実質上経営に関与している者を含む。）または支店もしくは営業所を代表する者および直接雇用契約を締結している正社員をいう。
- 2 甲は、乙がつぎの各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除するものとする。
- (1) 個人または法人の役員もしくは使用人が、暴力団員等であるときまたは暴力団員等が経営に実質的に関与しているとき。ただし、使用人については、乙が暴力団員等であることを知らずに直接雇用契約を締結している正社員であった場合はこの限りではない。
 - (2) 個人または法人の役員もしくは使用人が、業務に関し不正に財産上の利益を図るため、または第三者に損害を加えるために暴力団または暴力団員等を利用したと認められるとき。
 - (3) 個人または法人の役員もしくは使用人が、暴力団または暴力団員等に対して、直接もしくは間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、または暴力団の維持もしくは運営に協力したと認められるとき。
 - (4) 個人または法人の役員もしくは使用人が、暴力団または暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
 - (5) 個人または法人の役員もしくは使用人が、下請契約、資材・原材料の購入契約その他自らが行う契約に当たり、その契約の相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
- 3 乙が前項各号のいずれかに該当したときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払うものとする。この場合において、契約金額が単価であり、予定数量が甲から乙に示されているときは、各単価に予定数量を乗じたものに消費税等を勘案した金額を契約金額とみなし、その100分の10に相当する額を違約金とする。
- 4 乙は、当該契約を下請負させる場合または再委託する場合は、「下請負人または再委託先が第2項各号に該当することが判明した場合は当該契約を解約または解除できる。」旨を下請負または再委託契約に定めなければならない。
- 5 乙は、この契約の履行に当たり練馬区契約における暴力団等排除措置要綱（平成22年8月2日22練総経第335号）第4条に基づく入札参加除外措置を受けている者にこの契約の下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ。）をさせまたは委託を行ってはならない。また、乙は、この契約の下請負または受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）が契約履行期間中に入札参加除外措置を受けた場合は、速やかに下請負人等との契約の解除をしなければならない。
- 6 乙は、この契約の履行に当たり暴力団または暴力団員等からに限らず、履行妨害や下請参入等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかにこの契約にかかる甲の担当者（以下「担当者」という。）に報告するとともに、警視庁へ届出を行わなければならない。ま

た、乙は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに担当者へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。これらを怠った場合には、甲は、乙に指名停止措置を行うことがある。

7 乙は、前項の規定による報告および届出により、甲が行う調査および警察が行う捜査に協力しなければならない。

8 第2項各号に該当する疑義が乙に生じた場合に限り、甲は、警視庁と該当の可否に関する情報の交換を行うことができる。

(相殺)

第26条 甲は、この契約において乙から取得する金銭があるときは、乙に支払うべき代金または返還すべき契約保証金と相殺することができる。

(疑義の決定)

第27条 この契約書の各条項もしくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、またはこの契約書もしくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。